

暴力団排除措置要綱

株式会社大阪マーチャンダイズ・マート

暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当社が締結する建物賃貸借契約、展示ホール・会議室の使用申込み、工事、委託役務、物品納入等の入札および調達契約等（以下「当社契約等」という。）から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 申込者等 当社契約等に参加する法人・個人をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(排除措置等)

第3条 当社は、申込者等が別表各号に掲げる契約排除措置要件（以下「排除措置要件」という。）のいずれかに該当すると認められるときは、当該申込者等を当社契約等から排除する措置（以下「排除措置」という。）を行うものとする。

(排除措置対象者の排除)

第4条 申込者等が、排除措置を受けている者（以下「排除措置対象者」という。）に該当する場合、当社契約等の申込み・入札参加等を認めないものとする。

- 2. 当社は、申込み・入札参加等を認めた者が契約の締結までの間に排除措置対象者に該当したときは、その者の申込み・入札参加等を取り消し、契約の締結を行わないものとする。
- 3. 第1項および第2項の規定に定める措置は、あらかじめ申込者等に周知するものとする。
- 4. 当社は、第2項の規定により申込み・入札参加等を取り消したときは、排除措置対象者に通知するものとする。

(契約の解除・取消し)

第5条 当社は、当社契約等の相手方が排除措置に該当した場合には、当該契約等の解除または取消しができるものとする。

(下請負等の禁止および下請契約の解除等)

第6条 当社は、排除措置対象者および別表各号の排除措置要件に該当すると認められる者が、当社契約等の全部または一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をし、もしくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ）し、または契約書等に定める保証人となることを承認しないものとする。

2. 当社は、契約の相手方が排除措置対象者および別表各号の排除措置要件に該当すると認められる者に下請負または受託をさせていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除または保証人の変更を求めることができる。

3. 前2項および前3条の規定は、排除措置対象者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(不当介入に対する措置)

第7条 当社は、当社契約等の相手に対し、当該契約等の履行に当たり暴力団員等から工事妨害等の不当介入または下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに警察への届出を行うとともに関係各所へ報告する。

2. 当社は、当社契約等の相手方が直接または間接に指揮または監督等を行うべき下請負人または受託者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約等の相手方に指導を求めるものとする。

3. 当社は、当社契約等の相手方または下請負人等が、前2項の不当介入等を受け、当社契約等の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当社契約等の相手方が各項の規定に従い適切な報告、届出または指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 当社は、本要綱の運用にあたり、警察等関係機関との緊密な連携のもとに行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項またはこの要綱によりがたい場合は、常勤役員会の審議を経て、社長がその措置を決定する。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱の改廃は、常勤役員会の審議を経て、社長がこれを行う。

付 則 1. この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

[別 表]

契約排除措置要件
1. 申込者等が暴力団またはその役員等関係者が暴力団員であるとき
2. 暴力団員が申込者等の経営に事実上参加していると認められるとき
3. 申込者等またはその役員等関係者が、自社、自己、もしくは第三者の不正の利益を図る、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
4. 申込者等またはその役員等関係者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
5. 申込者等またはその役員等関係者が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき
6. 申込者等またはその役員等関係者が、下請契約、資材・原材料の購入契約またはその他の契約に当たり、その契約の相手方が、第 1 号から第 4 号に該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき
7. 申込者等が『大阪市暴力団等排除措置要綱』に基づいて、大阪市より入札等除外措置がとられている旨が判明したとき